

まるがめ暮らし応援ギフトカード加盟店募集要項

1 目的

丸亀市（以下「市」という。）では、市内の店舗で利用できる「まるがめ暮らし応援ギフトカード」（以下「ギフトカード」という。）を発行することにより、物価高騰の影響を受けた生活者を支援する事を目的に「物価高騰対応まるがめ暮らし応援ギフトカード配布事業」（以下「本事業」という。）を実施します。本事業の実施に当たり、ギフトカードが使用できる店舗（以下「加盟店」という。）を募集します。

2 本事業の概要

- (1) 名称 物価高騰対応まるがめ暮らし応援ギフトカード配布事業
- (2) 配布総額 約 11 億円
- (3) 配布金額 1 人当たり 10,000 円
- (4) 配布対象 丸亀市民（令和 7 年 12 月 1 日時点で住民登録がある市民）
- (5) 配布方法 世帯主宛てに世帯員数のギフトカードをまとめて郵送
- (6) 配布期間 2026 年 2 月下旬 ～ 3 月下旬
- (7) 使用期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 9 月 30 日（水）

3 ギフトカードの使用に関する注意事項

- (1) 加盟店における物品の販売又はサービスの提供等の取引においてのみ使用できます。
- (2) ギフトカードの使用対象とならないものは、次のとおりです。
 - ・不動産又は金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のうち、同条第 4 項を除く役務
 - ・国税、地方税、使用料等の公租公課
 - ・公共料金
 - ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ・現金への換金、金融機関への預け入れ

- ・その他市長が適当でないと認めたもの
- (3) 転売、譲渡及び交換はできません。
- (4) 使用期限を過ぎたギフトカードは無効となります。
- (5) ギフトカード及びアプリにはチャージできません。

4 加盟店の登録要件

加盟店の登録要件は、市内に店舗又は事業所を有し、次の各号に掲げるいずれにも該当しない事業者とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者のうち、同条第 4 項を除く者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員でない者
- (3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (4) その他市が不相当と認める者

5 加盟店の遵守事項

加盟店は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 加盟店であることが明確に分かるよう、加盟店登録完了後に発送する販促物（ステッカー）を店頭が目立つ場所に表示をすること。
- (2) 取引において、アプリを用いたギフトカード決済（加盟店に設置された QR コードを利用者が読み取る方法）を、正当な理由なく拒まないこと。
- (3) ギフトカードに付された QR コードを用いた決済（加盟店側で読み取る方法）については、任意対応とすること。

6 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合があります。この場合において、市は、登録の取消しによって生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。また、違反行為により損害が発生したときは、請求する場合があります。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査又はギフトカードの売上に係る資料の提出等を求める場合があります。

7 加盟店の登録等

加盟店として新規に登録しようとする事業者は、募集期限までに以下の「加盟店登録フォーム」から必要事項を入力し登録してください。

【<https://marugame-digitalgift.com/>】

- (1) 募集期間 令和8年1月25日(日)～令和8年6月30日(火)
- (2) 登録方法 上記加盟店登録フォームから登録申請
- (3) 登録料 無料
- (4) 配布物 登録日ごとに別途定める日に次のものを配布します。
 - ・マニュアル類：「加盟店用マニュアル」
 - ・決済：「加盟店用QRコード」
 - ・システム情報：「管理画面ログイン情報用紙」
 - ・販促物：「ステッカー」
- (5) その他 登録内容については、本事業の委託先(サイテックアイ株式会社)と情報共有しますのでご了承ください。

8 換金

ギフトカードの換金については、1日～15日分の売上は当月末、16日～月末分の売上は翌月15日に加盟店登録時の指定預金口座へ振り込みます。なお、精算日が土日祝日の場合は、翌営業日の振込みとなります。また、加盟店での換金手続きは不要であり、本事業においては、換金手数料及び振込手数料は無料とします。

9 ギフトカードの決済について

ギフトカードは、決済に先立ち使用者に対し決済方法(アプリ決済又はカード決済)を確認のうえ、カード残高をアプリへ移行しアプリを用いて決済いただく方法、又はカードに付された決済用QRコードをスマートフォン端末にて読み取り決済いただく方法のいずれかにより、決済が可能です。なお、本事業におけるギフトカードの決済手数料は無料とします。

【アプリ決済イメージ】

- ①使用者は加盟店に設置してあるQRコードを読取
- ②使用者がアプリ内で購入金額を入力し、加盟店が入力金額を確認

- ③金額が正しければ、使用者が「支払う」を押す
- ④加盟店が「決済完了画面」を確認し、決済完了

【カード決済イメージ】

- ①加盟店はスマートフォン端末にてカードの表面に付された決済用 QR コードを読取、購入金額を入力
- ②金額が正しければ、加盟店側で決済処理を実行
- ③決済完了画面を確認し、決済完了

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

10 問合せ先

マイデジ事務局（サイテックアイ株式会社）

【コールセンター】 087-899-6513

【受付時間】 9:00～18:00（土日祝日を除く。）

令和8年 1月 19日制定